

地震などの災害に強いまちを目指して

荒川二・四・七 まちづくりニュース

第38号

令和4年3月編集発行

荒川二・四・七防災まちづくりの会

荒川二・四・七防災まちづくりの会では、地区全体の防災まちづくりに関する活動に取り組んでいます。



今年度は、荒川二・四・七防災まちづくりの会の活動として、全体会を2回開催し、防災まちづくりの会の今後の検討テーマや取組内容などについて検討しました。

なお、第2回全体会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐため、書面開催といたしました。



第1回全体会の様子

書面開催でいただいたご意見を踏まえ、令和4年度からは、新しいテーマで取り組んでいきます。
ご意見の一部を次頁でご紹介します。



■ 令和3年度協議会活動報告

日付	回	内容	備考
11/9 (火)	第1回 全体会	・昨年度活動報告、今年度活動予定について（説明） ・当地区の防災まちづくりの取組成果（報告） ・旧荒川図書館跡地公園の基本設計について（報告） ・主要生活道路2号線の無電柱化について（報告） ・今後の検討テーマについて（意見交換）	まちづくりニュース第37号で紹介しました。
2/15 (火)	第2回 全体会 (書面開催)	・第1回全体会の報告 ・以前の「一町会一改善」の取組の振り返り ・今後の取組内容	次頁でご紹介します。

第2回全体会（書面開催）の主な内容

第1回全体会（11/9）では、意見交換を通じて、身近な防災まちづくりの重要性について確認いたしました。第2回全体会では、第1回全体会を踏まえ事務局が作成した、今後の防災まちづくりの会の取組内容（案）について、荒川二・四・七防災まちづくりの会メンバーから書面にてご意見をいただきました。

<今後の防災まちづくりの会の取組内容（案）>

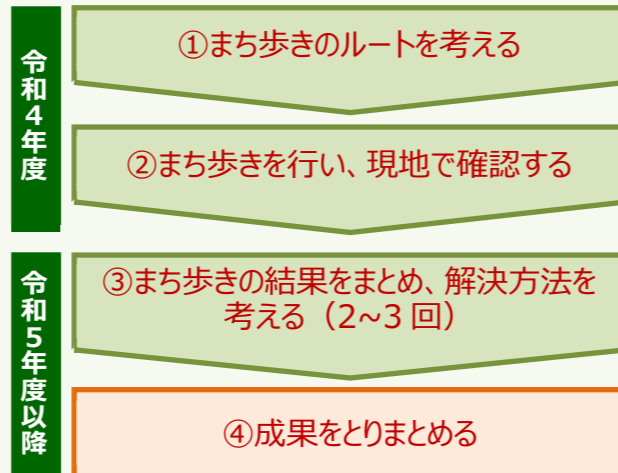
■テーマ

～まち歩きを通じて
身近な防災まちづくり
を考えよう～



旧荒川図書館周辺まち歩きの様子

■進め方



<主なご意見>

■身近な生活道路について

- 道路が広がっても電柱が元の位置にあるため、電柱の移設が必要な場所がある。
- 旧荒川図書館跡地の周りには行き止まり路が多いので、公園を通り抜けられるようにしたい。
- 防災の視点に加えて、歩きやすさや見通しの確保など、高齢者・障がい者への対応の視点も必要。

■建物について

- 空き家の改善や、老朽化した住宅の取壊しなど安全なまちづくりを進めていきたい。
- アパートへの建替えが増えているが、ゴミ出しのルールが必要だと思う。



■公園・広場について

- 防犯の事も考えて、犯罪のない公園にしていきたい。
- 荒川七丁目付近には公園がほとんどなく、路地も多い。
- 不燃化促進用地の活性化が地域環境の向上のために必要。



■その他

- 他区のまちづくりの成功例を聞きたい。
- 「補助90号線説明会」のような活気あるまちづくりの発言の場を設けてほしい。



防災まちづくり進捗状況【報告】

荒川二・四・七丁目地区では、災害に強いまちの実現に向け、道路の拡幅整備、燃えにくい建物への建替え支援、公園・広場等の整備などを推進しています。

主要生活道路2号線（整備中）



幅員6mに拡幅整備を行っています。

令和3年度に行った無電柱化の工事の様子を紹介します。



主要生活道路3号線（整備中）



幅員6mに拡幅整備を行っています。

東京都特定整備路線 補助第90号線（整備中）



東京都が幅員25mの道路整備のための用地取得を進めています。

それにあわせて、荒川区では沿道の建物の耐火建築物への建替えに助成制度を設けています。



旧荒川図書館跡地公園（整備中）



令和4年1月に旧荒川図書館等の建物の解体工事の説明会が行われました。令和6年度の開園に向け、工事を進めています。

令和7年度末
までの制度です

不燃化特区事業支援制度のご案内

荒川区では、古い建物の建替えや解体に対して、以下のような助成を行っています。

専門家を無料で派遣します！

権利の移転や建替え等 に関する相談に対し、**専門家
を無料で派遣**します。

例：建築士、弁護士、司法書士、
税理士、土地家屋調査士、
ファイナンシャルプランナー



対象

- ・「昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物」の所有者、「当該建築物の存する土地」の所有者
- ・「建替えを検討している築 15 年以上の木造建築物」の所有者、「当該建築物の存する土地」の所有者

解体工事費を助成します！



助成額

解体工事費
(消費税相当額を除く)

上限 26,000 円/㎡
延べ面積 500 ㎡まで

対象

- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造建物
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された非木造建物で、区が危険と判定したものなど

建替えに伴う費用の一部を助成します！



助成額

解体工事費
(消費税相当額を除く)

上限 26,000 円/㎡
延べ面積 500 ㎡まで

+

設計費・工事監理費
の一部

1~3 階までの補助対象床面積
に応じて定める額

対象

- ・築 15 年以上経過した木造建物（耐火又は準耐火建築物ではない）を耐火又は準耐火建築物に建替える場合など

要件などの詳細は、
下記のお問合せ先までご連絡ください。



不燃化特区の支援制度の説明動画を作成しました！

荒川区公式チャンネル 不燃化特区 検索

- ・検索サイトで「荒川区公式チャンネル 不燃化特区」と入力して検索。
- ・または、右の二次元コードをスマートフォン等で読み込み、YouTube 内を検索。



【お問合せ先】

荒川区 防災都市づくり部 住まい街づくり課 防災街づくり係 高梨・太田

電話：(03)3802-3111 (内線 2821・2828) /FAX：(03)3802-4104